

佐賀市立南川副小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立南川副小学校

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、絶対に許されない。

そのため、いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ。保護者・地域、関係機関と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方（「いじめ防止対策推進法第2条」参照）

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は家庭、地域住民、市や県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（校内委員会）」（以下、「校内委員会」という。）を置く。
いじめ防止についての校内委員会の役割は、要綱の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、校内委員会の委員及び体罰に関すること等についても要綱で定める。
- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた「いじめ防止対策拡大委員会」（以下、「拡大委員会」という。）を開催する。拡大委員会の委員及び役割は要綱で定める。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体で取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法に則り、「教育現場における安全管理の手引き」「いじめ問題への対応について（マニュアル）ver2」及び学校の危機管理マニュアルに沿って、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、

授業づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童が持つように学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) わかる授業づくり

わかる授業づくりを進め、基礎・基本の定着を図るとともに、児童一人一人が学習に対する達成感や充実感をもつようにする。

(3) 児童の自主的な取組への支援

毎学期の始業式に、児童会を主体として、「いじめ0の約束」の唱和を行い、いじめ防止対策の意識の向上を図る。

また、児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童会活動などの特別活動を充実させる。

(4) いじめ・いのちを考える日の設定、取組

毎月1日を「いじめ・いのちを考える日」に設定して、いじめ防止に関する学習や活動を集中して取り組み、いじめの未然防止を推進する。

毎年、5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、人権教室、いじめ防止標語、いじめ防止に関する学習やいじめ防止対策の話し合い等の取組を行う。

(5) 学級活動や学校行事等における「居場所づくり」「絆づくり」

児童が安心できる環境を作り、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

(6) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(7) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りやPTA総会、学校評議員会等を通じていじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性などいじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 定期的な教育相談の実施

年間を通した教育相談を行事計画の中に位置づける。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知し、すべての児童が心理等の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができるようにする。

③ 相談窓口の充実

学校のホームページ上に相談メールを受け付けるアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに校内委員会を開催し対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び学校独自の生活アンケート調査を活用し、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果を高める。

① 毎月1回の生活アンケート調査「にこにこアンケート」の実施

② 秘匿性を高めたアンケート調査の実施

毎月実施する①のアンケートの中で、回答する児童の心情に配慮し、秘匿性を高めたアンケート調査を実施し、いじめのさらなる顕在化を図る。

③ いじめに対する措置への指導・支援

法第23条第2項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、市教育委員会へ速やかに報告し、対応の在り方等について指導・支援を受ける。

6 事案対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

- ① 通報や相談等により、各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。
報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

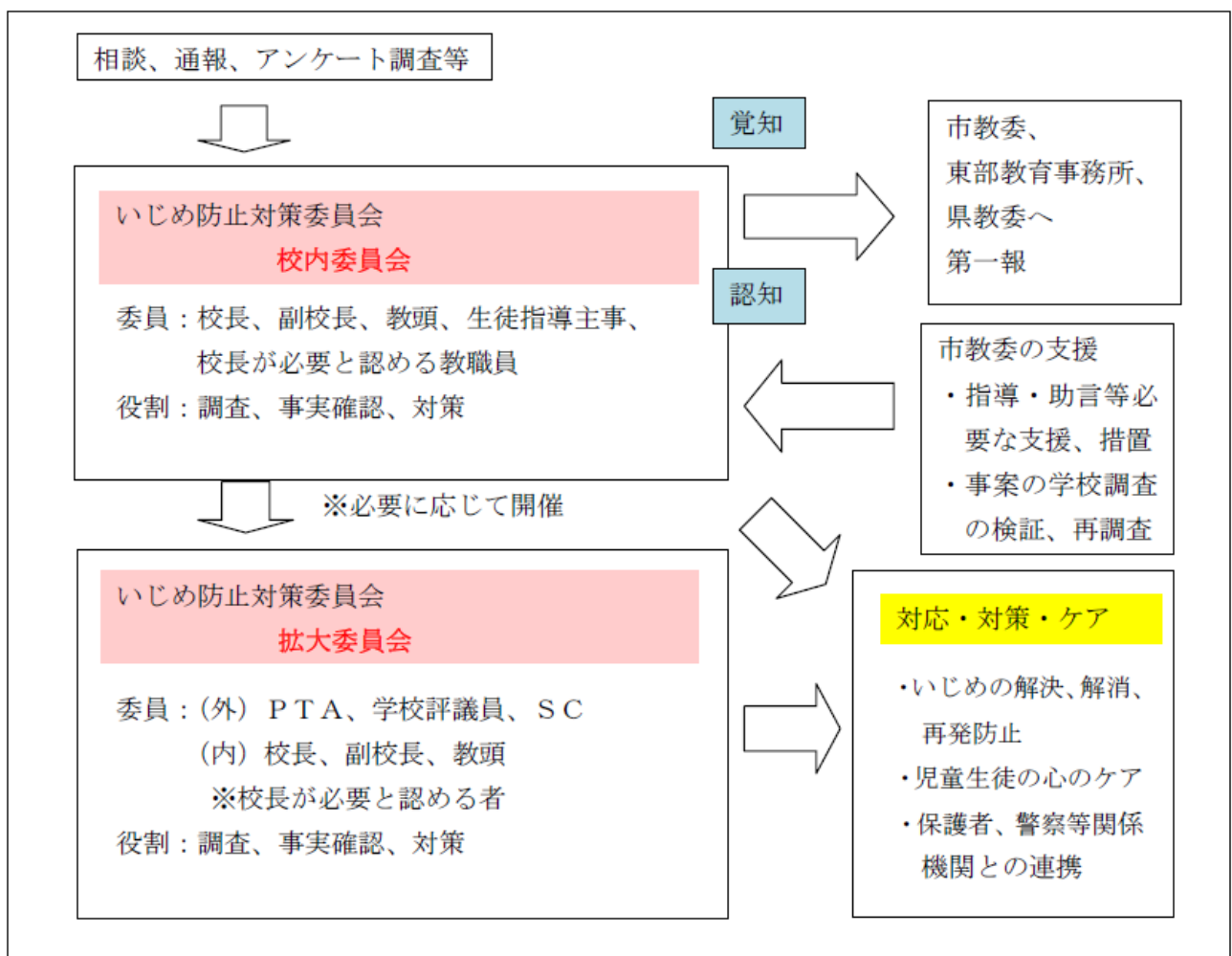
② いじめの認知

覚知後、校内委員会を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、校内委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大委員会を開催する。

また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に教育委員会に報告を行う。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害児童への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。



(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図



7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」にいたった場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

- 4月・・・いじめの定義、いじめアンケートの実施について
- 8月・・・いじめの対応力向上を図る研修会、事例研修会
- 3月・・・いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめの問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に取組状況について評価を行い、次年度に向けた取組の改善にいかす。